

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 豊後水道東沿岸の概要

豊後水道東沿岸は、高知県足摺岬から愛媛県佐田岬に至る四国西部の豊後水道に面した沿岸である。沿岸の内、足摺岬から叶崎、大堂海岸にかけては海食洞窟や断崖海岸がみられ、宿毛湾から佐田岬にかけては典型的なリアス式海岸が続いている。また、足摺岬から宇和島市にかけては足摺宇和海国立公園に、佐田岬周辺は佐田岬半島宇和海県立自然公園に指定されるなど、変化に富んだ美しい景観を呈している。

全般に自然海岸率が高く、天然記念物である「見残湾の造礁サンゴ」(県指定)に代表される豊富なサンゴ群集が存在し、熱帯、亜熱帯性魚類等の生息域としても貴重な地域となっている。

沿岸域では、国内屈指の生産量を誇るハマチ、マダイ、真珠などの養殖が盛んであり、重要港湾の宿毛湾港や宇和島港は、四国南西部の産業振興、流通の拠点としての役割を担っている。また、足摺宇和海国立公園の美しく勇壮な風景と亜熱帯性のゆたかな自然環境、それらを利用した観光地は全国的に有名であり、四国でも有数のダイビングスポットとなっている。

一方、南西に開けた宿毛湾や台風の通り道となっている豊後水道では、外洋からの風波や高潮の影響を受けやすく、しばしば被災している。また沿岸域では、南海地震に伴う津波により、繰返し浸水被害を受けた地域もある。

このように、豊後水道東沿岸は、豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーション拠点や漁業の場として広く利用されている。一方、南海地震に伴う津波による災害や台風時の高波による災害の危険性が高い地域も多い。このため、貴重な自然環境の保全と利用に十分配慮した防災対策の強化が必要な沿岸である。



足 摺 岬



見残湾の造礁サンゴ



高山漁港海岸



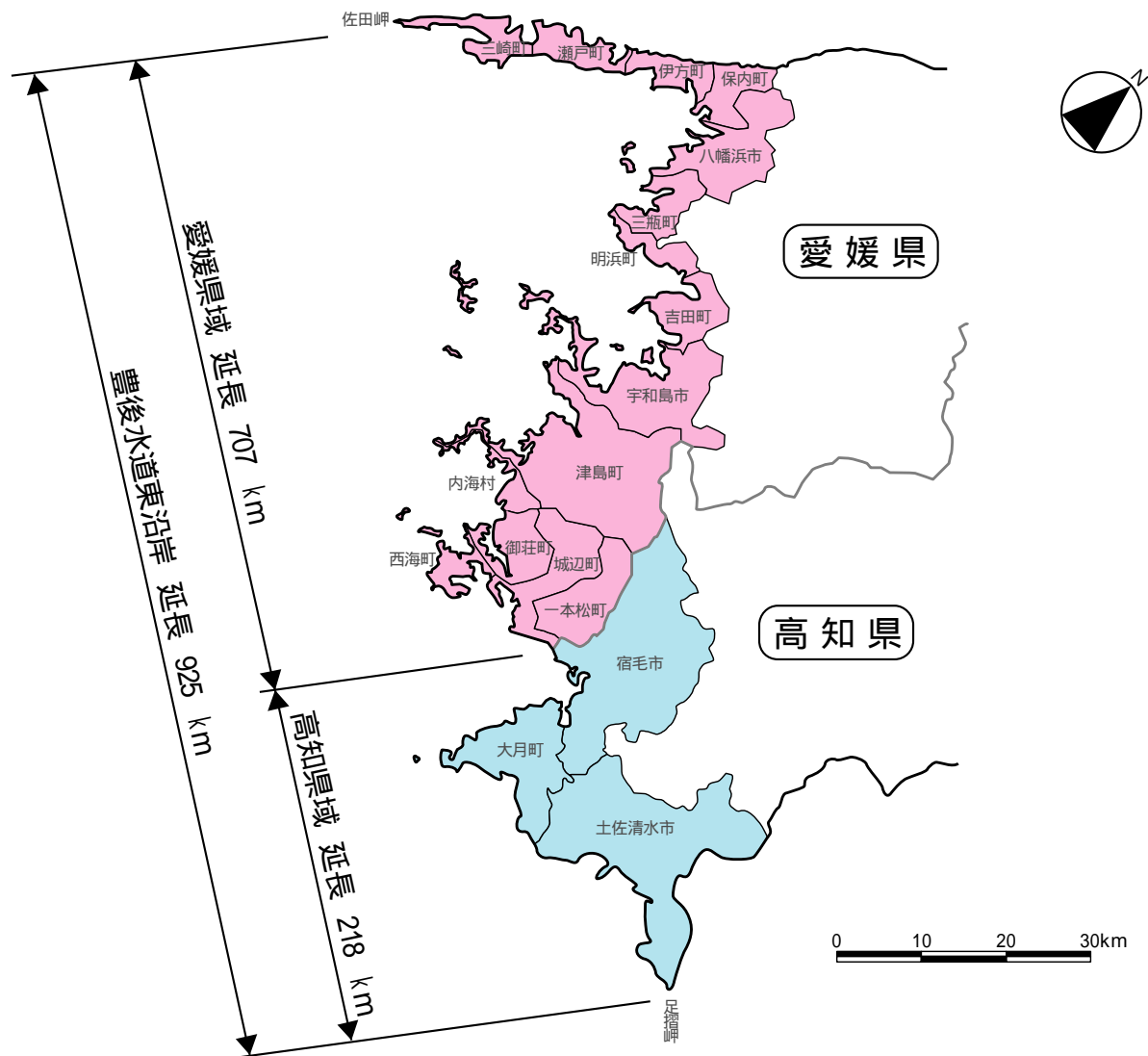
ウィンドサーフィン(御荘湾)



佐 田 岬

2. 豊後水道東沿岸の区域

豊後水道東沿岸の区域は下記のとおりで、高知県と愛媛県にまたがる4市13町1村である。



高知県 : 宿毛市、大月町、土佐清水市

愛媛県 : 三崎町、瀬戸町、伊方町、保内町、八幡浜市、三瓶町、明浜町、吉田町、宇和島市、津島町、内海村、御荘町、西海町、城辺町、一本松町

3．豊後水道東沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1．豊後水道東沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す3つの事項を考慮し、高知及び愛媛の両県で計画策定を行う。

< 計画策定にあたっての考慮事項 >

各県毎で、海岸保全基本計画策定に向けての着手時期及び検討工程が異なる。

同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全の在り方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。

総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位で海岸保全基本計画を策定することとしたが、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

< 計画策定方針 >

両県の「海岸保全基本計画検討委員会」に隣接県が出席し、また各委員会における事務局による連絡会議の開催により、連携を図ると共に両県の考え方を尊重しつつ、計画を策定する。

当計画においては、概ね20年の間に整備を行っていくべき海岸を対象とする。

両県共通の「豊後水道東沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。

次頁に、豊後水道東沿岸に属する高知県及び愛媛県独自の計画策定方針を示す。

< 高知県における計画策定方針 >

「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。

海岸保全施設の整備に関する事項 『海岸保全区域』を対象
その他、海岸の管理に関する事項 『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象

「本基本計画」の内容は、改正海岸法で定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、めざすべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。

海岸整備事業としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備、局部改良などの事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。なお、優れた自然環境を有し、また、事業導入の必要性が極めて低いことから手を加えない海岸等については「整備対象海岸」の対象外とする。

「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に地元住民・関係市町村・県等が協力し、めざすべき方向性に向け、できることから順次、取り組みを推進していくものである。

記載する施策等のうち、海岸管理者が直接対応することができないものについては、他の事業主体との調整を図ると共に地域住民との連携を図り、実現に努めることとする。

「本基本計画」で整備対象海岸毎に定める整備計画（整備しようとする施設の規模、種類、配置等）は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。

「本基本計画」の計画期間は、今後概ね 20 年間とするが、自然的・社会的条件等の変化などにより、必要に応じて随時、見直しを図るものとする。

< 愛媛県における計画策定方針 >

「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含めることとした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲を変更する可能性もある。

海岸保全施設の整備に関する事項：『要海岸保全区域』を対象

その他、海岸の管理に関する事項：『要海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象

「施設整備の必要性を検討する区域」（要海岸保全区域）は、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するための海岸保全施設の設置、行為の制限等の管理を行う必要があるとして、海岸保全区域の指定を行っている海岸（必要のないところは見直しにより廃止）とこれから同様の理由により指定を行うべき海岸である。したがって、海岸保全区域は全て対象となり、これから指定を行うべき海岸は、以下の選定項目に該当する海岸を現地調査、市町村意向調査、アンケート調査の結果等から判断する。

「施設整備の必要性を検討する区域」（要海岸保全区域）の選定要件

高潮・波浪・津波等から、背後の住宅、工場、公共施設、農地、農業施設等を守る必要がある区域。

侵食から、土地の消失やそれに起因する建物・公共施設等の倒壊を防ぐ必要がある区域。

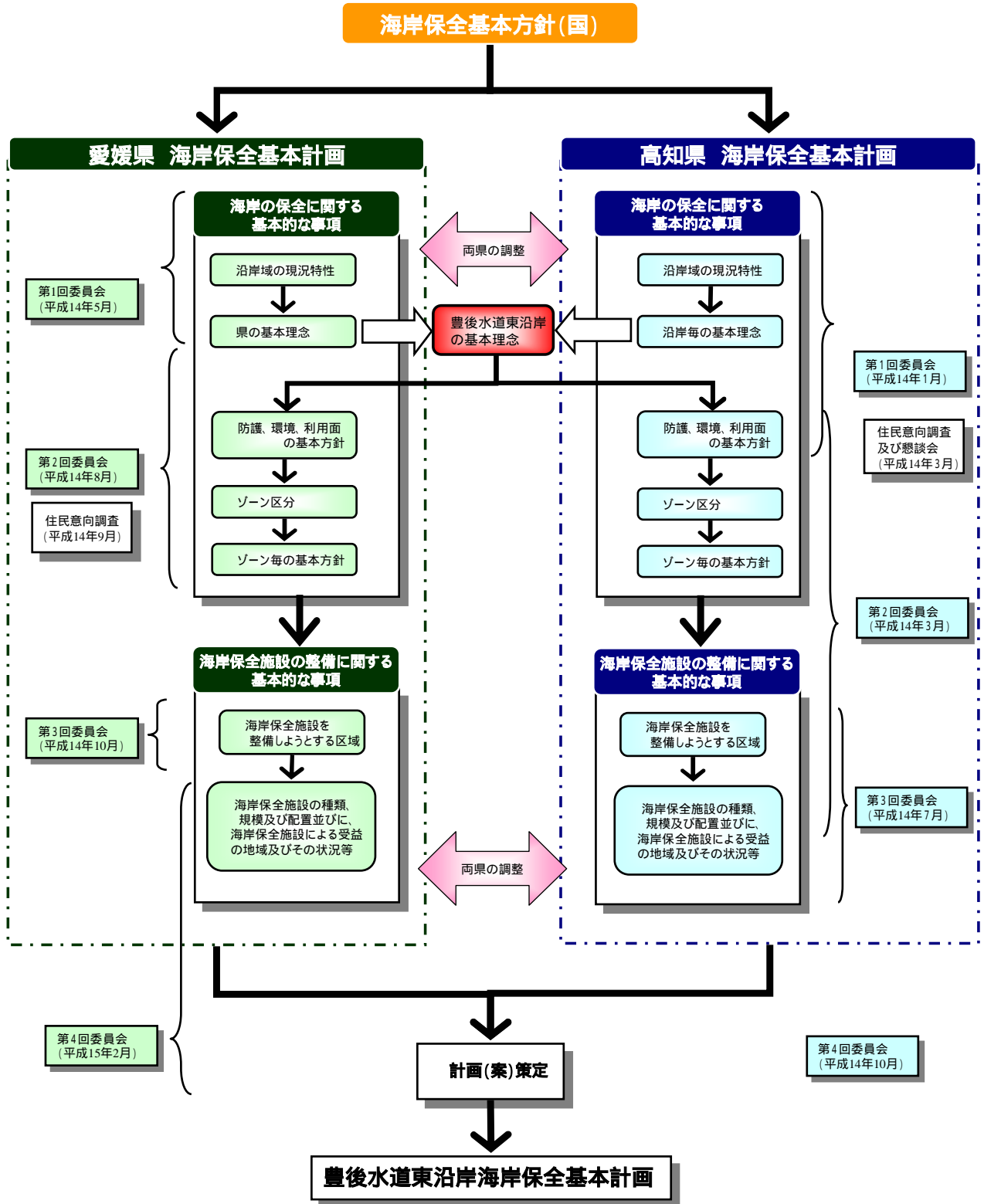
なお、この選定要件が該当しない海岸については、海岸保全施設整備は行わないものの、適切な海岸管理を行い、残すべき自然を守っていく。

「整備対象海岸」は、「施設整備の必要性を検討する区域」の海岸から、防護面における対策の必要性を優先項目とし、防護面における現況評価で整理した「高潮」、「侵食」、「施設改良」の必要性のランクにより判断し、概ね20年の間に整備を行っていくべき海岸として抽出する。ただし、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、ここに示す計画は今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）の方向性を示すものである。

具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階で検討し、決定していく。

3-2 . 豊後水道東沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

4 . 豊後水道東沿岸の海岸保全に関する基本理念

愛媛県と高知県では、「郷土の暮らしを守り、独特の雄大な海岸環境を活かした海岸づくり」を両県共通の「豊後水道東沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施する。

郷土の暮らしを守り、 独特の雄大な海岸環境を活かした海岸づくり

【 防護面での基本方針 】

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮や侵食の危険性が高い地域など緊急に防護が必要な箇所から計画的に整備を進める。

また、津波などによる被害を受ける危険性の高い地域では、既存施設の点検及び一定の整備に努めつつ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知、避難経路や避難場所の確保、地域住民の防災意識の向上など防災体制の強化を図る。

【 環境面での基本方針 】

変化に富んだリアス式海岸などによる独特な自然景観を有し、サンゴの群集地、亜熱帯植物群落等の生息地など貴重な自然が多く残されており、こうした周辺の自然環境への支障を及ぼす行為をできるだけ回避するとともに、身近な藻場などにも配慮し、自然環境と共生する海岸づくりを推進し、豊後水道東沿岸の優れた自然環境を次世代に継承する。

【 利用面での基本方針 】

リアス式海岸やサンゴ礁など地域特有の自然環境を活用し、レクリエーション活動、観光振興、環境教育などに配慮した海岸づくりに努めると共に、海岸利用のルールづくりやマナー啓発により、適正な利用を促進する。

また、四国南西部の流通拠点となる港湾機能や多様な漁業活動との調和を図りつつ、より多くの人々が海と親しむことのできる賑わいと活力に満ちた海岸づくりに配慮する。

第2編 豊後水道東沿岸海岸保全基本計画（愛媛県域）

愛媛県全体の海岸保全に関する基本理念

愛媛県特有の海岸を、県民の様々な要求に対応しつつ、県民共有の財産として次世代へ継承していくために、

『人にも自然にも 愛がある えひめの海岸づくり』

を県全体の海岸保全のための基本理念とし、これに基づき、各沿岸毎の基本理念を定める。
愛媛県では、人命・財産の災害からの防護に優先的に取り組むこととし、緊急に防護が必要で投資効果の高い箇所から、その地域に適した海岸保全施設の整備に努める。

整備にあたっては、単に防護からの視点だけでなく、自然環境や自然景観の保全、海岸利用面への配慮も踏まえた対策に取り組む。

また、防護の必要性が低く、優れた自然環境や自然景観を有する箇所については、原則として海岸保全施設を整備せず、現在の自然を大切に保存していくための管理に努める。

第1章 海岸の保全に関する事項

1. 海岸の防護に関する事項

防護面での基本方針

・計画的な波浪・高潮対策の推進

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、波浪・高潮による越波、浸水の危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。

特にうねりや冬季風浪による高波の危険性が高い地域や、海上風による吹寄せにより高潮が増大する内湾部については、必要な護岸高さの確保など越波対策に努める。

・災害に強い地域づくりの推進

海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知、避難経路や避難場所の確保、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図り、災害に強い地域づくりを推進する。特に、津波や地盤沈下については、ハード面の対策だけでは限界があり、住民意識の向上や避難体制、情報伝達体制づくりなども含め、ソフトの面からの対策にも取り組む。

< 海岸防護の目標 >

防護すべき地域

次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を整備または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定された区域。

高潮（越波）に対しては、設定した潮位、波浪が発生した場合の浸水区域。

侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進む場合の影響区域。

津波に対しては、想定した津波が発生した場合の浸水区域。

地震による地盤沈下に対しては、過去に地盤沈下の履歴がある、あるいはそういった地盤変動が発生した場合の浸水区域。

防護水準

高潮（越波）

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護可能な施設の整備を目標とする。

侵食

- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することが可能な施設の整備を基本とする。

津波

- ・東南海・南海地震規模の地震が発生するとして想定した津波に対して、一定の施設整備を目標とする。

地盤沈下

- ・地震による地盤沈下の危険性が高い海岸では、過去の地盤沈下の履歴から想定される沈下量に対し防護可能な施設の整備を目標とする。

施設の整備には限界があるため、避難体制や情報伝達体制などのソフト対策との併用により防護することを目標とする。

2. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

環境面での基本方針

・優れた自然環境の保全

豊後水道東沿岸域は、佐田岬半島宇和海県立自然公園及び足摺宇和海国立公園に指定されるなど優れた自然環境を有している。

こうした周辺の自然環境への支障をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備に取り組む。

・関連機関等との連携による広域的な取組

沿岸域の環境を守るためには、サンゴ群集など貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場や磯場など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点が必要である。

そのため、関連機関や関連部署及び地元市町村、地元住民との連携強化を図る。

・事前調査、追跡調査の実施

海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画等の検討を行う。

さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、今後の海岸事業に反映させる。

・保全活動の推進と支援

優れた海岸環境は、次世代に継承していくべき重要な財産であるが、これらの保全のためにはゴミ捨てなどによる海岸環境悪化に対するモラル向上の意識啓発及び地元住民やボランティア等の協力による海岸愛護活動が必要不可欠である。

現在行われている海岸里親制度等の活動をさらに拡大、推進し、こうした活動へ支援や参加しやすい仕組みづくりに取り組む。

3 . 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

利用面での基本方針

- ・ 多様なニーズに対応した複合的な海岸づくり

海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場など様々な利用がなされている。このためレクリエーション活動の推進、漁業振興、地域性豊かなイベントによる地域振興など、それぞれの海岸で利用形態に配慮した海岸づくりに取り組む。

- ・ 安全で快適な海岸づくり

利用頻度の高い海岸では、防護面での安全性の確保や自然環境の保護とともに、必要に応じ水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備や、海岸利用の増進に役立つ施設の整備など、来訪者をはじめ地域住民にとって安全で快適な海岸づくりにも配慮する。

- ・ 適正な海岸利用の推進

誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進める。

海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者へのマナーの啓発などにも取り組む。

第2章 海岸保全施設整備に関する事項

県の基本方針と沿岸の海岸保全に関する基本理念及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、豊後水道東沿岸の海岸から、今後概ね20年の間に海岸整備を行っていくべき「整備対象海岸」を抽出する。

本計画の施設概要等は整備の方向性を示すものであり、具体的な施設規模、構造、工法等については、各事業の詳細検討段階で決定していく。

また、自然的・社会的状況の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行う。

1．海岸保全施設を整備しようとする区域

防護・環境・利用面から各海岸の現況評価を行い、高潮対策・侵食対策・施設改良の必要性や背後地の重要度を検討して整備しようとする区域を抽出し、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。

2．海岸保全施設の種類、規模及び配置等

抽出した整備対象海岸における整備をしようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置については、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。

3．海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設により防護される地域及びその地域の土地利用状況については、整備対象海岸整理表の受益の規模及びその状況の欄に示す。

整備対象海岸整理表

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町村	保全延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受益地及びその状況
					(m)		
1	正野谷海岸	-	国土(河)	三崎町	2,450	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、農地(連担)
2	佐田岬漁港海岸	-	水産	三崎町	1,170	310m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(点在)
3	サゼ工海岸	-	国土(河)	三崎町	1,600	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、農地(連担)
4-1	三崎港海岸	井野浦地区	国土(港)	三崎町	(5809)	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、町道・農地(点在)
4-2	三崎港海岸	佐田地区	国土(港)	三崎町	(5809)	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、町道
4-3	三崎港海岸	高浦地区	国土(港)	三崎町	(5809)	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、町道
4-4	三崎港海岸	三崎地区	国土(港)	三崎町	(5809)	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(連担)・町道
5	長浜海岸	-	農村	三崎町	2,270	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、町道・農地(点在)
10-1	四ツ浜漁港海岸	大久地区	水産	瀬戸町	720	450m区間で面的防護対策を検討及び離岸堤の整備を行う。	約15ha、集落(連担)
11	大久東海岸	-	国土(河)	瀬戸町	1,900	600m区間で護岸等の機能強化と面的防護対策を検討。	約10ha、集落(連担)
12	川之浜海岸	-	国土(河)	瀬戸町	970	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約8ha、集落(点在)・町道・公共施設(保育園)
13	塩成西海岸	-	国土(河)	瀬戸町	2,900	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、農地(点在)・町道
14	塩成漁港海岸	-	水産	瀬戸町	1,069	350m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約3ha、町道
15	塩成海岸	-	国土(河)	瀬戸町	1,968	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(点在)・町道
17	田之浦漁港海岸	-	水産	伊方町	1,100	350m区間で護岸等の機能強化を検討。	約15ha、集落(連担)
18	九丁漁港海岸	-	水産	伊方町	2,597	230m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、町道
19	長崎海岸	-	農村	伊方町	2,500	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約2ha、農地(連担)
21	豊之浦漁港海岸	-	水産	伊方町	2,124	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、集落(連担)・農地(連担)
23	伊方漁港海岸	-	水産	伊方町	2,961	270m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(連担)
24-2	伊方港海岸	小中浦地区	国土(港)	伊方町	(4438)	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・町道
24-3	伊方港海岸	湊浦地区	国土(港)	伊方町	(4438)	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・町道
24-4	伊方港海岸	仁田之浜地区	国土(港)	伊方町	(4438)	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(連担)・町道
24-5	伊方港海岸	灘地区	国土(港)	伊方町	(4438)	700m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約5ha、集落(連担)・町道
25	貝越海岸	-	国土(河)	保内町	819	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、農地(連担)
26	西町海岸	-	国土(河)	保内町	570	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、農地(連担)
28-1	川之石港海岸	雨井地区	国土(港)	保内町	(3884)	40m区間で護岸の整備を行う。	約1ha、集落(連担)・工場等(小規模)・町道
28-2	川之石港海岸	川之石地区	国土(港)	保内町	(3884)	100m区間で護岸の整備を行う。	約1ha、集落(点在)
30	向灘西海岸	-	農村	八幡浜市	750	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、農地(連担)・市道
31	向灘海岸	-	国土(河)	八幡浜市	704	315m区間で護岸の整備を行う。	約5ha、市道

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町村	保全延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受益地及びその状況
					(m)		
33-1	八幡浜港海岸	内港・沖新田地区	国土(港)	八幡浜市	(3873)	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約60ha、広範囲の人家連担地域
33-2	八幡浜港海岸	栗野浦地区	国土(港)	八幡浜市	(3873)	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約15ha、工業地帯等・県道
33-3	八幡浜港海岸	諏訪崎地区	国土(港)	八幡浜市	(3873)	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、集落(点在)・県道
36	川名津漁港海岸	-	水産	八幡浜市	2,420	320m区間で護岸の整備を行う。	約5ha、集落(連担)・国道
42	穴井海岸	-	国土(河)	八幡浜市	1,947	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約2ha、国道・農地(連担)
43	大島海岸	-	農村	八幡浜市	4,354	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、農地(連担)
45	地大島海岸	-	農村	八幡浜市	7,100	1,300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、村道・農地(連担)
47	周木漁港海岸	-	水産	三瓶町	687	460m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(連担)・国道
48	周木南海岸	-	国土(河)・農村	三瓶町	2,473	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約2ha、国道・農地(点在)
49	長早漁港海岸	-	水産	三瓶町	788	570m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(点在)・国道
50	二及漁港海岸	-	水産	三瓶町	1,798	1,300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約15ha、集落(連担)・国道
52	垣生(二木生)漁港海岸	-	水産	三瓶町	1,115	840m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(連担)・国道
53	三瓶港海岸	-	国土(港)	三瓶町	907	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(連担)・国道
54	三瓶漁港海岸	-	水産	三瓶町	1,508	730m区間で護岸等の機能強化を検討。	約15ha、集落(点在)・国道
56	有太刀漁港海岸	-	水産	三瓶町	3,111	920m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約5ha、集落(連担)・国道
58	皆江漁港海岸	-	水産	三瓶町	2,548	1,180m区間で護岸等の機能強化を検討。	約15ha、集落(連担)・国道
60	下泊漁港海岸	-	水産	三瓶町	2,063	1,760m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(連担)・国道
62	下泊西海岸	-	農村	三瓶町	770	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、集落(点在)・国道
63	大崎海岸	-	国土(河)・農村	明浜町	350	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約2ha、集落(点在)・工場等(小規模)
64	田之浜海岸	-	国土(河)・農村	明浜町	1,500	900m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、国道・農地(点在)
66	宮浦海岸	-	国土(河)	明浜町	2,550	900m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、国道
67	高山漁港海岸	-	水産	明浜町	4,421	300m区間で面的防護対策を検討及び護岸の整備を行う。	約15ha、集落(連担)・国道
69	狩浜漁港海岸	-	水産	明浜町	2,933	270m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・国道
71	渡江漁港海岸	-	水産	明浜町	1,416	120m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、農地(連担)
73	俵津漁港海岸	-	水産	明浜町	2,753	130m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・国道
75-1	玉津漁港海岸	深浦地区	水産	吉田町	2,211	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・国道
75-2	玉津漁港海岸	白浦地区	水産	吉田町	2,350	1,930m区間で護岸等の機能強化を検討。	約8ha、集落(点在)・国道
75-3	玉津漁港海岸	筋地区	水産	吉田町	929	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(点在)・県道
76	玉津港海岸	-	国土(港)	吉田町	3,012	200m区間で波高低減対策を検討。	約3ha、国道

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町村	保全延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受益地及びその状況
					(m)		
78	奥浦海岸	-	農村	吉田町	3,200	1,200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、農地(連担)・町道
80	大良漁港海岸	-	水産	吉田町	1,090	170m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(点在)
81	深浦海岸	-	農村	吉田町	1,850	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、農地(連担)
82	奥浦漁港海岸	-	水産	吉田町	3,982	1,440m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、農地(連担)
83	龍王鼻海岸	-	国土(河)	吉田町	287	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、県道・農地(点在)
84	南君漁港海岸	-	水産	吉田町	2,287	1,230m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約15ha、集落(点在)・県道
86	立目漁港海岸	-	水産	吉田町	1,162	570m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、県道・集落(点在)
88	浅川漁港海岸	-	水産	吉田町	934	120m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、県道
90-2	吉田港海岸	吉田地区	国土(港)	吉田町	(3850)	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・国道
92	知永海岸	-	農村	吉田町	1,638	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、農地(連担)
93	赤松海岸	-	農村	宇和島市	3,300	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、農地(点在)
94	赤松漁港海岸	-	水産	宇和島市	740	360m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(連担)・市道
96-6	宇和島港海岸	大浦地区	国土(港)	宇和島市	(8866)	115m区間で護岸の整備を行う。	約1ha、集落(連担)・県道
97	戎山海岸	-	農村	宇和島市	1,070	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約8ha、集落(点在)・市道・農地(連担)
98	大福浦海岸	-	国土(河)	宇和島市	3,600	1,500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(点在)・県道
99	石応漁港海岸	-	水産	宇和島市	2,330	1,580m区間で護岸等の機能強化を検討。	約20ha、集落(連担)・県道・農地(連担)
100	石応海岸	-	国土(河)	宇和島市	1,000	400m区間で面的防護対策を検討。	約3ha、集落(点在)・県道
102	琵琶ヶ島海岸	-	農村	宇和島市	2,361	200m区間で護岸、根固の整備を行う。	約1ha、農地(連担)
108	蕨漁港海岸	-	水産	宇和島市	689	680m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・県道
110	船隠漁港海岸	-	水産	宇和島市	9,116	910m区間で護岸等の機能強化を検討及び護岸の整備を行う。	約5ha、県道
112	大内漁港海岸	-	水産	宇和島市	8,107	530m区間で護岸等の機能強化を検討及び護岸の整備を行う。	約5ha、県道・市道
113	荒網代海岸	-	農村	宇和島市	2,650	600m区間で根固の整備を行う。	約5ha、市道・農地(点在)
114	安米海岸	-	農村	宇和島市	2,150	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、農地(連担)
120	矢ヶ浜漁港海岸	-	水産	宇和島市	484	170m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(点在)・市道
122	大島(蔭淵)漁港海岸	-	水産	宇和島市	1,051	170m区間で護岸等の機能強化を検討。	約2ha、市道
125	大池海岸	-	農村	宇和島市	2,400	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、農地(点在)・県道
128	神崎漁港海岸	-	水産	宇和島市	1,988	890m区間で護岸等の機能強化を検討及び護岸の整備を行う。	約5ha、集落(連担)・県道・農地(点在)
140	郡漁港海岸	-	水産	宇和島市	589	120m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(点在)
143	本浦漁港海岸	-	水産	宇和島市	3,065	2,000m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約10ha、集落(連担)・県道

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町村	保全延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受益地及びその状況
					(m)		
144	小内浦東海岸	-	国土(河)・農村	宇和島市	3,072	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、農地(点在)
153	明海漁港海岸	-	水産	宇和島市	2,034	150m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・市道
163	木浦松漁港海岸	-	水産	津島町	1,217	290m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、県道・農地(点在)
168	岩松港海岸	-	国土(港)	津島町	1,103	530m区間で護岸の整備を行う。	約3ha、集落(点在)・県道
169	岩松海岸	-	国土(河)	津島町	1,788	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、都市施設(公園)県道
173	小日提漁港海岸	-	水産	津島町	2,456	450m区間で護岸等の機能強化を検討。	約15ha、集落(連担)・県道
176	田ノ浜(下灘)漁港海岸	-	水産	津島町	762	420m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(点在)・町道
185	曲烏漁港海岸	-	水産	津島町	839	50m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、県道
187	平井漁港海岸	-	水産	津島町	1,997	280m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(点在)・県道
191	成漁港海岸	-	水産	津島町	2,318	530m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(点在)・県道
192	須下漁港海岸	-	水産	津島町	2,624	280m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・県道
198	網代漁港海岸	-	水産	内海村	1,856	130m区間で護岸等の機能強化を検討。	約2ha、集落(点在)・県道
200	魚神山漁港海岸	-	水産	内海村	975	70m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、集落(連担)・県道
203	油袋漁港海岸	-	水産	内海村	3,577	110m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(点在)・町道
205	家串漁港海岸	-	水産	内海村	1,097	230m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・県道
207	平簗漁港海岸	-	水産	内海村	1,278	330m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(点在)・県道
208	須ノ川海岸	-	国土(河)	内海村	2,700	700m区間で面的防護対策を検討。	約15ha、国道
210	柏崎漁港海岸	-	水産	内海村	2,373	620m区間で護岸等の機能強化を検討。	約15ha、集落(連担)・国道・農地(連担)
218	長崎海岸	-	国土(河)	御荘町	1,000	700m区間で面的防護対策を検討。	約30ha、集落(連担)・国道
220	成川漁港海岸	-	水産	御荘町	506	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、県道
224-1	高畑漁港海岸	高畑地区	水産	御荘町	(1056)	80m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、集落(点在)
228	猿鳴漁港海岸	-	水産	御荘町	1,077	460m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(点在)・県道
229	船越海岸	-	国土(河)	西海町	1,400	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(点在)・県道
230	西浦漁港海岸	-	水産	西海町	3,365	320m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、県道
233	福浦漁港海岸	-	水産	西海町	6,066	700m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討及び護岸の整備を行う。	約10ha、集落(点在)・県道
234	船越漁港海岸	-	水産	西海町	5,055	470m区間で護岸等の機能強化を検討及び護岸の整備を行う。	約5ha、集落(点在)・県道
235	鹿島海岸	-	国土(河)	西海町	950	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(点在)
237-1	深浦漁港海岸	久良地区	水産	城辺町	9,463	990m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討	約10ha、集落(連担)・県道
237-2	深浦漁港海岸	深浦垣内地区	水産	城辺町	3,010	810m区間で護岸等の機能強化を検討及び護岸の整備を行う。	約15ha、集落(連担)・県道
237-3	深浦漁港海岸	岩水地区	水産	城辺町	2,499	350m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・県道
合計			海岸数:104	252,509	58,550		

整備対象海岸位置図

凡 例 (整備対象海岸)

国土交通省 (河川局)	●
国土交通省 (港湾局)	●
農村振興局	●
水産庁	●
河川農振共管	●

